

第9回 天皇陛下の御退位及び皇太子殿下の御即位に伴う式典委員会

配付資料

# 第9回 天皇陛下の御退位及び皇太子殿下の御即位に伴う式典委員会

## 議事次第

令和2年1月21日（火）

11:30～

於：総理大臣官邸大会議室

- 開会
- 立皇嗣の礼の次第概要等について
- 立皇嗣宣明の儀当日における祝意奉表について
- 閉会

### （配付資料）

- 資料1-1 立皇嗣宣明の儀について
- 資料1-2 立皇嗣宣明の儀の次第概要等について（案）
- 資料2-1 朝見の儀について
- 資料2-2 朝見の儀の次第概要等について（案）
- 資料3-1 宮中饗宴の儀について
- 資料3-2 宮中饗宴の儀の次第概要等について（案）
- 資料4 立皇嗣宣明の儀当日における祝意奉表について（案）

# 立皇嗣宣言の儀について

## 平成度（立太子宣言の儀）

### 趣旨

徳仁親王殿下が皇太子となられたことを公に宣言されるとともに、これを内外の代表がことほどぐ儀式

- 参列者（約270人を招待）  
内閣総理大臣始め三権の長、国務大臣、国会議員、認証官、元三権の長、地方公共団体の代表、各界の代表、駐日外国大使等

### 挙行日

平成3年2月23日（土）

### 式場

皇居宮殿（正殿「松の間」）

### 次第

- ①天皇皇后両陛下お出まし
- ②天皇陛下のおことば
- ③皇太子殿下のおことば  
④奏詞（内閣総理大臣）
- ⑤天皇皇后両陛下御退出

皇太子殿下のおことば



内閣総理大臣の寿詞



※今回の立皇嗣宣言の儀については、令和2年4月19日にを行うことを決定（平成30年10月12日第1回式典委員会）

## 今回案（立皇嗣宣明の儀）

●趣旨 文仁親王殿下が皇嗣となられたことを公に宣言されることをともに、これ  
内外の代表がことほぐ儀式

### ●参列者推薦基準

●挙行日 令和2年4月19日（日）

### 1 立法機関

- (1) 衆・参両院議長、副議長各夫妻
- (2) 衆議院の常任委員長、特別委員長、審査会長、調査会長、審査会長
- (3) 参議院の常任委員長、特別委員長、裁判官訴追委員会委員長
- (4) 裁判官弾劾裁判所裁判長、裁判官訴追委員会委員長
- (5) 衆・参両院事務総長、国立国会図書館館長

### 2 行政機関

- (1) 内閣総理大臣、副総理各夫妻
- (2) 国務大臣
- (3) 内閣官房副長官、副大臣
- (4) 内閣法制局長官
- (5) 会計検査院長、人事院総裁、公正取引委員会委員長、原子力規制委員会委員長、検事総長
- (6) 事務次官、警察庁長官、金融庁長官、消費者庁長官

### 3 司法機関

- (1) 最高裁判所長官、最高裁判所判事（長官代行）各夫妻
- (2) 最高裁判所判事
- (3) 最高裁判所事務総長

### 4 地方公共団体

- (1) 東京都知事
- (2) 都道府県知事の代表及び都道府県議會議長の代表
- (3) 政令指定都市市長の代表及び政令指定都市議會議長の代表
- (4) 市長の代表及び市議會議長の代表
- (5) 町村長の代表及び町村議會議長の代表

### 5 外交関係 駐日外国大使等

### 6 その他

⇒ 全体で約320人の参列を想定  
女官長等：モーニングコート、紋付羽織袴又はこれらに相当するもの  
男子：ロングドレス、デイドレス、白襟紋付又はこれらに相当するもの  
男女

### ●次第概要

- ①天皇皇后両陛下お出まし
  - ②天皇陛下のおことば
  - ③皇嗣殿下のおことば
  - ④寿詞（内閣総理大臣）
  - ⑤天皇皇后両陛下御退出
- 儀式は、午前11時（天皇皇后両陛下お出まし）に始まり、おおむね午前11時15分（天皇皇后両陛下御退出）に終わる。（予定）

### ●式場 正殿松の間

●服 装

天 皇：御東常	（黄櫈染御袍）
皇 后：御小袴	（黄櫈長袴）
皇 嗣：東常	（黄丹袍）
皇嗣妃：小袴	（黄長袴）
宮内庁長官、侍従長等：衣冠單	（白いからんひんじよん）
女官長等：袴袴	（うきときばま）
男子：モーニングコート、紋付羽織袴又はこれらに相当するもの	
女子：ロングドレス、デイドレス、白襟紋付又はこれらに相当するもの	

※儀式の細目は、宮内庁長官が定める。

(参考) 立皇嗣宣明の儀の参列者数の考え方

「立皇嗣宣明の儀」の参列者推奨基準（前頁）については、平成度の「立太子宣明の儀」を踏襲した場合、「正殿松の間」の適正収容人数を大幅に上回るおそれがあることから、下記の「見直し案」の考え方方に沿って整理することとした。

招待者数	実際の参列者数	（参考）立皇嗣宣明の儀の参列者数の考え方
立太子宣明の儀 (平成度)	約 270 人	（主な参列者） 内閣総理大臣・国務大臣、認証官（副大臣級以上）、国会役員、最高裁判所長官・判事、元三権の長、地方公共団体代表、各界の代表、駐日外国大使等、宮内庁関係者  （出席率89%）
前回踏襲案	約 410 人	（主な増加要因） ・認証官として副大臣が追加（0人⇒25人） ・国会役員が増加（55人⇒65人） ・駐日外国大使等が増加（114人⇒183人）  （出席率89%と仮定）
見直し案	約 350 人	（参考） ・即位後朝見の儀の参列者構成を基本 <sup>(※)</sup> ・配偶者は即位礼正殿の儀と同様に三権の長等に限つて参列 ・立太子宣明の儀と同様に駐日外国大使等を招待  （出席率89%と仮定）

(※) 即位後朝見の儀 参列者推薦基準

- 1 立法機関（衆・参両院議長及び副議長、衆議院の常任委員長、特別委員長、審査会長、参議院の常任委員長、特別委員長、調査会長、審査会長、衆・参両院事務総長、国立国会図書館館長）
- 2 行政機関（内閣総理大臣、国務大臣、内閣官房副長官、副大臣、内閣法制局長官、その他認証官）
- 3 司法機関（最高裁判所長官、最高裁判所判事、高等裁判所判事、高等裁判所検事、最高裁判所事務総長）
- 4 地方公共団体
- 5 その他
- 6 以上の者の配偶者

## 立皇嗣宣明の儀の次第概要等について（案）

令和 2 年 1 月 日  
天皇陛下の御退位及び  
皇太子殿下の御即位に伴う  
式典委員会決定

立皇嗣宣明の儀の次第概要等については、下記のとおりとする。

## 記

## 1 次第概要

儀式の次第概要は、別紙 1 のとおりとする。

## 2 参列者推薦基準

儀式の参列者推薦基準は、別紙 2 のとおりとする。

## 3 式場

正殿松の間

## 4 服装

- (1) 天皇陛下  
ごそくたい こうろぜんのごほう  
御束帶（黄櫈染御袍）
- (2) 皇后陛下  
おんこうちぎ おんながばかま  
御小袴、御長袴
- (3) 皇嗣殿下  
おうにのほう  
束帶（黄丹袍、帶剣）
- (4) 皇嗣妃殿下  
こうちぎ ながばかま  
小袴、長袴
- (5) 皇族殿下（男子）  
モーニングコート
- (6) 皇族各殿下（女子）  
ロングドレス
- (7) 宮内庁長官、侍従長等  
いかんひとえ  
衣冠 単
- (8) 女官長等  
うちきばかま  
袴

(9) 参列者

男子 モーニングコート、紋付羽織袴又はこれらに相当するもの

女子 ロングドレス、ディードレス、白襟紋付又はこれらに相当するもの

5 その他

儀式の細目は、宮内庁長官が定める。

別紙 1

立皇嗣宣明の儀次第概要

天皇皇后両陛下お出まし

天皇陛下のおことば

皇嗣殿下のおことば

寿詞（内閣総理大臣）

天皇皇后両陛下御退出

儀式は、午前 11 時（天皇皇后両陛下お出まし）に始まり、おおむね午前 11 時 15 分（天皇皇后両陛下御退出）に終わる。（予定）

## 別紙2

### 立皇嗣宣明の儀参列者推薦基準

#### 1 立法機関

- (1) 衆・参両院議長、副議長各夫妻
- (2) 衆議院の常任委員長、特別委員長、審査会長
- (3) 参議院の常任委員長、特別委員長、調査会長、審査会長
- (4) 裁判官弾劾裁判所裁判長、裁判官訴追委員会委員長
- (5) 衆・参両院事務総長、国立国会図書館長

#### 2 行政機関

- (1) 内閣総理大臣、副総理各夫妻
- (2) 国務大臣
- (3) 内閣官房副長官、副大臣
- (4) 内閣法制局長官
- (5) 会計検査院長、人事院総裁、公正取引委員会委員長、原子力規制委員会委員長、検事総長
- (6) 事務次官、警察庁長官、金融庁長官、消費者庁長官

#### 3 司法機関

- (1) 最高裁判所長官、最高裁判所判事（長官代行）各夫妻
- (2) 最高裁判所判事
- (3) 最高裁判所事務総長

#### 4 地方公共団体

- (1) 東京都知事
- (2) 都道府県知事の代表及び都道府県議会議長の代表
- (3) 政令指定都市の市長の代表及び政令指定都市議会議長の代表
- (4) 市長の代表及び市議会議長の代表
- (5) 町村長の代表及び町村議会議長の代表

#### 5 外交関係

駐日外国大使等

#### 6 その他

# 朝見の儀について

## 平成度

資料2-1

### 趣旨

立太子宣言の儀後初めて皇太子殿下に会われる儀式

● 举行日  
平成3年2月23日（土）

● 式場  
皇居宮殿（正殿「松の間」）

● 服装  
男子：燕尾服  
女子：ローブデコルテ  
勲章着用

### ● 次第

- ①天皇皇后両陛下が正殿松の間にお出まし
- ②皇太子殿下が参入
- ③皇太子殿下の謝恩の辞
- ④天皇陛下のおことば
- ⑤皇太子殿下の謝恩の辞
- ⑥皇后陛下のおことば
- ⑦天皇皇后両陛下が皇太子殿下に御盃をお授け
- ⑧天皇皇后両陛下が御誓をお立て（皇太子殿下がこれに従われる）
- ⑨天皇皇后両陛下が皇太子殿下に御祿をお授け
- ⑩皇太子殿下が拝謝
- ⑪天皇皇后両陛下が御退出



※今回の朝見の儀については、令和2年4月19日を行うことを決定（平成30年10月12日第1回式典委員会）

## 今回案

●趣旨  
立皇嗣宣明の儀後初めて皇嗣殿下に会われる儀式

●挙行日  
令和2年4月19日（日）

### ○次第概要

- ①天皇后両陛下がお出まし
- ②皇嗣同妃両殿下が参入
- ③皇嗣殿下の謝恩の辞
- ④天皇陛下のおことば
- ⑤皇嗣殿下の謝恩の辞
- ⑥皇后陛下のおことば
- ⑦天皇后両陛下が皇嗣同妃両殿下に御盃をお授け
- ⑧天皇后両陛下が御箸をお立て（皇嗣同妃両殿下がこれに倣われる）
- ⑨天皇后両陛下が皇嗣同妃両殿下に御縁をお授け
- ⑩皇嗣同妃両殿下が拝謝
- ⑪天皇后両陛下が御退出

儀式は、午後4時30分（天皇皇后両陛下がお出まし）に始まり、  
おおむね午後5時（天皇皇后両陛下が御退出）に終わる。（予定）

●式場  
正殿松の間

●服装  
男子：燕尾服  
女子：ロングドレス  
勲章着用

(参考)  
儀式においては、宮内庁長官、侍従長、  
女官長、式部官長等を伴われる。（予定）

※儀式の細目は、宮内庁長官が定める。

## 朝見の儀の次第概要等について（案）

令和 2 年 1 月 日  
天皇陛下の御退位及び  
皇太子殿下の御即位に伴う  
式典委員会決定

朝見の儀の次第概要等については、下記のとおりとする。

## 記

## 1 次第概要

儀式の次第概要は、別紙のとおりとする。

## 2 式場

正殿松の間

## 3 服装

男子 燕尾服

女子 ロングドレス

勲章着用

## 4 その他

儀式の細目は、宮内庁長官が定める。

別紙

朝見の儀次第概要

天皇皇后両陛下がお出まし

皇嗣同妃両殿下が参入

皇嗣殿下の謝恩の辞

天皇陛下のおことば

皇嗣殿下の謝恩の辞

皇后陛下のおことば

天皇皇后両陛下が皇嗣同妃両殿下に御盃をお授け

天皇皇后両陛下が御箸をお立て（皇嗣同妃両殿下がこれに倣われる）

天皇皇后両陛下が皇嗣同妃両殿下に御禄をお授け

皇嗣同妃両殿下が拝謝

天皇皇后両陛下が御退出

儀式は、午後4時30分（天皇皇后両陛下がお出まし）に始まり、おおむね午後5時（天皇皇后両陛下が御退出）に終わる。（予定）

# 宮中饗宴の儀について

## 平成度

趣旨  
徳仁親王殿下が皇太子となられたことを披露され、内外の代表とともに祝われる饗宴

○挙行日  
平成3年2月24日(日)昼・夜  
2月25日(月)昼

○式場  
皇居宮殿(豊明殿)

○次第  
①天皇陛下がおことばを述べる  
②代表者が賀詞を述べる  
③代表者が杯を擧げる  
④食事を供する

●参列者(約1,070人を招待)  
・第1日第1回 内閣総理大臣始め三権の長夫婦、国会議員夫妻、國務大臣夫妻、國務次官等(約410人)  
・第1日第2回 都道府県知事・議會議長、政令指定都市市長・議會議長、市町村長・議會議長の代表 各界代表(約450人)  
・第2日 駐日大使等夫婦(約210人)

### ○服装

- ・第1日第1回、第2回  
　　男子：モーニングコート、紋付羽織袴又はこれらに相当する制服等  
　　(ダークスースツも可)  
　　女子：ロングドレス、ディドレス、白襟紋付又はこれらに相当する制服等
- ・第1日第2回  
　　男子：プラックタイ、紋付羽織袴又はこれらに相当する制服等  
　　(ダークスースツも可)  
　　女子：イブニングドレス、白襟紋付又はこれらに相当する制服等



天皇陛下のおことば

## 今回案

### 趣旨

文仁親王殿下が皇嗣となられたことを披露され、内外の代表とともに祝われる饗宴

### 式場

第1回 豊明殿  
第2回 春秋の間

### 挙行日・回数・形式

令和2年4月21日(火) 計2回・立食形式

### 次第概要

#### ・第1回

- ①天皇皇后両陛下が皇嗣同妃両殿下とともに豊明殿にお出まし
- ②天皇陛下のおことば
- ③賀詞 (内閣総理大臣)
- ④乾杯
- ⑤食事 (立食)
- ⑥天皇皇后両陛下が皇嗣同妃両殿下とともに豊明殿を御退出

儀式は、午後2時(天皇皇后両陛下が皇嗣同妃両殿下とともに豊明殿にお出まし)に始まり、おおむね午後2時30分(天皇皇后両陛下が皇嗣同妃両殿下とともに豊明殿を御退出)に終わる。(予定)

#### ・第2回

- ①天皇皇后両陛下が皇嗣同妃両殿下とともに春秋の間にお出まし
- ②天皇陛下のおことば
- ③賀詞 (外交団長)
- ④乾杯
- ⑤食事 (立食)
- ⑥天皇皇后両陛下が皇嗣同妃両殿下とともに春秋の間を御退出

儀式は、午後4時(天皇皇后両陛下が皇嗣同妃両殿下とともに春秋の間にお出まし)に始まり、おおむね午後4時30分(天皇皇后両陛下が皇嗣同妃両殿下とともに春秋の間を御退出)に終わる。(予定)

- 服裝 男子: モーニングコート、紋付羽織袴袴又はこれらに相当するもの(ダークスーツも可)  
女子: ロングドレス、ティードレス、白襟紋付又はこれらに相当するもの

## ●参列者推薦基準

- 1 皇室関係
- 2 立法機関
  - (1) 衆・参両院議長、副議長各夫妻
  - (2) 衆議院の常任委員長、特別委員長、審査会長
  - (3) 参議院の常任委員長、特別委員長、調査会長
  - (4) 裁判官弾劾裁判所裁判長、裁判官訴追委員長
  - (5) 衆・参両院事務総長、国立国会図書館長
- 3 行政機関
  - (1) 内閣総理大臣、副総理各夫妻
  - (2) 国務大臣
  - (3) 内閣官房副長官、副大臣、大臣政務官
  - (4) 内閣法制局長官
  - (5) 内閣危機管理体制監、内閣情報通信政策監、国家安全保障局長、内閣官房副長官補、内閣広報官、内閣情報官、内閣総理大臣補佐官、内閣法制次長、事務次官、会計検査院事務総長、人事院事務総長、宮内庁次長、警察庁長官、金融庁長官、消費者庁長官、統合幕僚長
  - (6) 会計検査院長、検査官、人事院総裁、人事官、公正取引委員会委員長、原子力規制委員会委員長、検事総長、検事長、検事長
- 4 司法機関
  - (1) 最高裁判所長官、最高裁判所判事（長官代行）各夫妻
  - (2) 最高裁判所判事
  - (3) 高等裁判所長官
  - (4) 最高裁判所事務総長
- 5 元三権の長
  - 元内閣総理大臣、元衆・参両院議長、元最高裁判所長官

## 6 地方公共団体

- (1) 東京都知事
- (2) 都道府県知事の代表及び都道府県議會議長の代表 各2名
- (3) 政令指定都市の市長の代表及び政令指定都市議會議長の代表 各2名
- (4) 市長の代表及び市議會議長の代表 各2名
- (5) 町村長の代表及び町村議會議長の代表 各2名

## 7 外交関係 駐日外国大使等夫妻

## 8 各界の代表

## 9 その他

\*儀式の細目は、宮内庁長官が定める。

## 宮中饗宴の儀の次第概要等について（案）

令和2年1月 日  
天皇陛下の御退位及び  
皇太子殿下の御即位に伴う  
式典委員会決定

宮中饗宴の儀の次第概要等については、下記のとおりとする。

## 記

## 1 挙行日、形式及び回数

宮中饗宴の儀は、令和元年4月21日に、立食形式で計2回行う。

## 2 次第概要

儀式の次第概要は、別紙1のとおりとする。

## 3 参列者推薦基準

儀式の参列者推薦基準は、別紙2のとおりとする。

## 4 式場

第1回 豊明殿

第2回 春秋の間

## 5 服装

男子 モーニングコート、紋付羽織袴又はこれらに相当するもの（ダークスーツも可）

女子 ロングドレス、ディードレス、白襟紋付又はこれらに相当するもの

## 6 その他

儀式の細目は、宮内庁長官が定める。

## 別紙 1

### 宮中饗宴の儀次第概要

#### 第 1 回

天皇皇后両陛下が皇嗣同妃両殿下とともに豊明殿にお出まし  
天皇陛下のおことば

賀詞（内閣総理大臣）

乾杯

食事（立食）

天皇皇后両陛下が皇嗣同妃両殿下とともに豊明殿を御退出

儀式は、午後 2 時（天皇皇后両陛下が皇嗣同妃両殿下とともに豊明殿にお出まし）に始まり、おおむね午後 2 時 30 分（天皇皇后両陛下が皇嗣同妃両殿下とともに豊明殿を御退出）に終わる。（予定）

#### 第 2 回

天皇皇后両陛下が皇嗣同妃両殿下とともに春秋の間にお出まし

天皇陛下のおことば

賀詞（外交団長）

乾杯

食事（立食）

天皇皇后両陛下が皇嗣同妃両殿下とともに春秋の間を御退出

儀式は、午後 4 時（天皇皇后両陛下が皇嗣同妃両殿下とともに春秋の間にお出まし）に始まり、おおむね午後 4 時 30 分（天皇皇后両陛下が皇嗣同妃両殿下とともに春秋の間を御退出）に終わる。（予定）

## 別紙2

### 宮中饗宴の儀参列者推薦基準

#### 1 皇室関係

#### 2 立法機関

- (1) 衆・参両院議長、副議長各夫妻
- (2) 衆議院の常任委員長、特別委員長、審査会長
- (3) 参議院の常任委員長、特別委員長、調査会長、審査会長
- (4) 裁判官弾劾裁判所裁判長、裁判官訴追委員会委員長
- (5) 衆・参両院事務総長、国立国会図書館長

#### 3 行政機関

- (1) 内閣総理大臣、副総理各夫妻
- (2) 国務大臣
- (3) 内閣官房副長官、副大臣、大臣政務官
- (4) 内閣法制局長官
- (5) 内閣危機管理監、内閣情報通信政策監、国家安全保障局長、内閣官房副長官補、内閣広報官、内閣情報官、内閣総理大臣補佐官、内閣法制次長、事務次官、会計検査院事務総長、人事院事務総長、官内庁次長、警察庁長官、金融庁長官、消費者庁長官、統合幕僚長
- (6) 会計検査院長、検査官、人事院総裁、人事官、公正取引委員会委員長、原子力規制委員会委員長、検事総長、次長検事、検事長

#### 4 司法機関

- (1) 最高裁判所長官、最高裁判所判事（長官代行）各夫妻
- (2) 最高裁判所判事
- (3) 高等裁判所長官
- (4) 最高裁判所事務総長

#### 5 元三権の長

元内閣総理大臣、元衆・参両院議長、元最高裁判所長官

#### 6 地方公共団体

- (1) 東京都知事
- (2) 都道府県知事の代表及び都道府県議会議長の代表 各2名
- (3) 政令指定都市の市長の代表及び政令指定都市議会議長の代表 各2名

- (4) 市長の代表及び市議会議長の代表 各 2 名
- (5) 町村長の代表及び町村議会議長の代表 各 2 名

7 外交関係

駐日外国大使等夫妻

8 各界の代表

9 その他

## 立皇嗣宣明の儀当日における祝意奉表について（案）

令和 2 年 1 月 日  
天皇陛下の御退位及び  
皇太子殿下の御即位に伴う  
式典委員会決定

立皇嗣宣明の儀当日（令和 2 年 4 月 19 日）、祝意を表すため、各府省においては、下記の措置をとるものとする。

## 記

- 1 国旗を掲揚すること。
- 2 地方公共団体に対しても、国旗を掲揚するよう協力方を要望すること。
- 3 地方公共団体以外の公署、学校、会社、その他一般においても、国旗を掲揚するよう協力方を要望すること。